

大情審答申第 399 号
平成 27 年 8 月 21 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 26 年 6 月 17 日付け大建第 424 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 3 月 31 日付け大建第 2479 号により行った不存続による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 26 年 3 月 17 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市建設局十三工営所が道路占用更新許可申請書の手数料が 1,100 円としているのは、大阪市手数料条例第 8 条（15）によるとしているが、その内容は道路の占用許可に関する調査 1 件につき 1,100 円になっている。これが道路占用更新許可申請に適用される規程、規則を開示して下さい。」との旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、公開条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 5 月 19 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書が不存在であるのに、手数料 1,100 円を徴収するのは納得がいきません。行政が金品を徴収するには、明白な取決め書類があるのが当然である。行政である以上、それを行わせる条例、規程、規則、決裁書があるはずである。開示すれば不都合が生じるので故意に隠蔽、毀棄していると思えてなりません。

- 2 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条は、道路の占用の許可に関する事であり、更新許可も含まれるのは異議申立人も承知している。

大阪市手数料条例(昭和 40 年大阪市条例第 35 号。以下「手数料条例」という。)第 8 条(15)道路の占用許可に関する調査 1 件につき 1,100 円とあるが、道路占用更新許可申請で 1,100 円を徴収できるかの規則等の提示を求めているのである。

道路法を持ち出して、問題をすり替えないでほしい。

実施機関に説明を求める。

道路の占用許可の手数料ではなく、道路占用許可に関する調査の手数料が必要とは、何を調査するための手数料かを説明してください。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、手数料条例の「道路の占用許可」に「道路占用更新許可」を含めるには、本市において何らかの規程が必要であり、その公文書が存在する旨主張する。
道路法第 32 条に基づく道路の占用許可については、道路に工作物等又は施設を設け、継続して道路を一定期間使用することの許可であり、許可期間の満了後期間を更新して許可を行う更新許可も、法律上道路の占用許可に含まれるため、本市において別途規程を設けておらず、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

- 2 道路占用更新許可申請の更新手続きのために申請書を異議申立人に送付したところ、平成 26 年 3 月 10 日、道路占用更新許可申請についての質問があり、内容としては、「道路占用更新許可申請書の手数料が 1,100 円としているのは、手数料条例第 8 条(15)によるとしているが、内容は道路の占用許可に関する調査 1 件につき 1,100 円になっている。これが、道路占用更新許可申請に適用される規程、規則を書面で示してほしい。」という質問があった。

当該質問に対して回答したものの、異議申立人が求める回答にはなっていないとの申し入れがあり、本件請求がなされ、本件決定を行ったところ、本件異議申立てが行われた。

第5 審査会の判断

- 1 基本的な考え方

公開条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める

具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、公開条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求について本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書の公開を求めて争っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件文書の存否である。

3 本件文書の存否について

- (1) 異議申立人は、前記第3のとおり、道路占用更新許可申請においても手数料条例第8条第15号が適用されているからには、何らかの根拠が存在するはずである旨、主張している。

これに対し、実施機関は、前記第4のとおり、道路占用許可期間の満了後、期間を更新して許可を行う道路占用更新許可も、道路法第32条に規定する道路の占用許可に含まれるため、手数料条例第8条第15号が適用され、また、手数料条例以外に実施機関において別途規程を設けていない旨、主張している。

道路法第32条は道路の占用の許可について定めているところ、同条には道路占用更新に係る特段の規定がないことを踏まえると、道路占用更新許可も道路法第32条に規定する道路の占用許可に含まれるとの実施機関の主張も、是認できるところである。

- (2) また、実施機関によると、道路占用更新許可申請においても、道路占用許可申請と同様に、申請書類について適合性の審査や、申請場所における通行支障の有無、道路構造への影響等について所要の調査を行っているとのことであり、その主張を覆すに足りる特段の事情も認められない。
- (3) さらに、実施機関に対して、道路占用更新許可申請に係る手数料の徴収に関する要綱やマニュアル等、本件文書として特定すべき公文書の存否について改めて確認したものの、当該公文書は存在しないとのことであった。
- (4) 以上を踏まえると、道路占用更新許可申請に係る手数料の徴収の根拠となる公文書は存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団

(参考) 答申に至る経過

平成 26 年度諮問受理第 91 号

年 月 日	経 過
平成 26 年 6 月 17 日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 26 年 7 月 9 日	異議申立人から意見書の提出
平成 27 年 1 月 26 日	審議（論点整理）
平成 27 年 2 月 23 日	審議（論点整理）
平成 27 年 3 月 23 日	異議申立人意見陳述
平成 27 年 4 月 24 日	実施機関理由説明
平成 27 年 5 月 8 日	審議（答申案）
平成 27 年 6 月 12 日	審議（答申案）
平成 27 年 6 月 26 日	審議（答申案）
平成 27 年 8 月 21 日	答申